

令和6年度宇美町防災気象情報システム整備工事公募型プロポーザル実施要領

宇美町防災気象情報システム整備工事（以下「本工事」という。）に係る受託候補者を選定するために、次により公募型プロポーザルを実施する。

1. プロポーザルの名称

宇美町防災気象情報システム整備工事公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

2. プロポーザルの概要

(1) 目的

本工事では、平成15年7月豪雨災害を受け、宇美町における防災対策の一環として取り入れられた既設防災気象情報システムの設備老朽化への対応、浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の経年変化への対応・局所的豪雨対策を目的とし、町内に防災カメラ・雨量計・水位計・風向風速計を設置する。

また、設置する機器により、現地の状況や観測データを迅速に収集し、各防災情報システムへの配信とインターネット経由で情報を公開する新しい宇美町防災気象情報システムの構築を行う。

(2) 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(3) 工事内容

別添「宇美町防災気象情報システム整備工事仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(4) 公募型プロポーザル方式を採用する理由及び期待される効果

本工事は、防災気象情報の精度、システム構築等の高度な専門的知識及び豊かな経験が求められるものであり、効果的なシステム構築のため、これらを有する事業者の確保が必要不可欠である。そのため、事業内容について提案者を募り、その中から相応の専門性、創意工夫及び業務遂行能力を総合的に審査し、最も適切と認められる相手方を選定する「プロポーザル方式」を採用する。

なお、より広い提案を受けるため「公募型」とする。

3. 提案上限額 ※契約予定額ではない。

125,048,000円（税込み）

4. プロポーザル参加資格要件

プロポーザル参加事業者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- ア. 令和6年7月30日現在、宇美町競争入札及び随意契約の参加資格審査並びに指名基準等に関する要綱(平成21年宇美町告示第43号)に基づく、令和6・7年度一般(指名)競争入札参加資格者名簿に記載があり、電気通信工事、並びに物品役務の登録があること。
- イ. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- ウ. 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算の開始の申立てをしていない者
- エ. 宇美町指名停止等措置要綱(平成元年宇美町要綱第7号)の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者
- オ. 宇美町暴力団排除条例(平成22年宇美町条例第5号)第2条第1号又は第2号の規定に該当しない者
- カ. 過去5年以内(令和元年度～令和5年度)における防災関係のシステム等構築を含めた請負実績(元請に限る)がある者

5. プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間
公募開始	令和6年7月16日(火)
参加意思表明書等提出期限	令和6年7月30日(火)17時15分まで
質問書提出期限	令和6年7月30日(火)17時15分まで
質問書回答	令和6年8月6日(火)
企画提案書等提出期限	令和6年8月14日(水)17時15分まで
第一次審査結果通知	令和6年8月19日(月)
第二次審査(プレゼンテーション審査)	令和6年8月21日(水)
第二次審査結果通知	令和6年8月23日(金)
契約締結予定	令和6年9月予定

6. 参加意思表明書等・質問書の提出及び回答

- (1) 参加意思表明書等の提出

ア. 参加意思表明書等の提出：参加意思表明書（様式 2）1 部を持参又は郵送（必着）により提出すること。また、商業・法人登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行から 3 か月以内のものに限る。写し可）1 部を併せて提出すること。なお、郵送により提出する場合は「簡易書留」とし、封筒の表面に「宇美町防災気象情報システム整備工事」と朱書きの上、提出期間内に必着すること。

イ. 参加意思表明書等の提出期限：令和 6 年 7 月 30 日（火）17 時 15 分まで（必着）

(2) 質問書の提出

ア. 質問書の提出方法：質問書（様式 1）によりメール、FAX 又は郵送により提出すること。その際、必ず事務局に電話し、質問書が届いているか確認すること。ただし、土日祝は除く。

イ. 質問書の提出期限：令和 6 年 7 月 30 日（火）17 時 15 分まで

(3) 質問書に対する回答

質問書を受理した後、令和 6 年 8 月 6 日（火）までに、町ホームページに質問事項及び回答内容を公開する。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 6 年 8 月 14 日（水）17 時 15 分まで（必着）

(2) 提出書類

ア. 企画提案書（※任意様式）

企画提案書は仕様書の内容を踏まえ、A4 判 50 ページ以内（表紙及び目次はカウントしない。）とし、これにより見づらくなる場合には A3 判を折りたたんで使用すること。なお、掲載する内容については、以下に掲げるものとする。

- ・調達する機器の性能及び保証
- ・提案するシステムの概要及び特徴
- ・WEB デザイン及び公開する情報
- ・ランニングコストに関する情報
- ・その他提案に基づく取組

イ. 工程表（※任意様式）

仕様書に記載した各業務の具体的な実施方法及び手順について、任意の様式にて提出すること。

ウ. 見積書（※任意様式）

前述する提案上限額を超えた場合は、失格とする。

エ. 会社概要書（様式3）

会社概要書（様式3）及び資本金・事業所・職員数等の会社の概要がわかるパンフレット等

オ. 誓約書（宇美町暴力団排除条例関係）（様式4）

カ. 業務実施体制調書（様式5-1）

キ. 配置予定者（管理責任者・担当者）調書（様式5-2）

ク. 過去5年以内（令和元年度～令和5年度）における防災関係のシステム構築を含めた請負実績（元請に限る）が分かる書類

(3) 提出方法

持参又は郵送（必着）にて提出すること。また、郵送により提出する場合は「簡易書留」とし、封筒の表面に「宇美町防災気象情報システム整備工事」と朱書きの上、提出期限内に必着すること。

(4) 提出部数

正本1部、副本10部（複写可） 合計11部

(5) その他

ア. 書類の提出後において、記載された内容の追加及び変更は一切認めない。

イ. 提出が提出期限内に間に合わなかった場合は、失格とする。

8. 審査委員会

企画提案書等の審査は、宇美町防災気象情報システム整備工事プロポーザル審査委員会が実施する。審査結果の公表は審査完了後に行う。

9. 選定方法等

(1) 第一次審査（書類選考）

参加希望事業者から提出された参加申込書等を審査する。

第一次審査（書類選考）の審査結果は、令和6年8月19日（月）に参加希望事業者に対して電子メール又は文書により通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

ア. 日時

令和6年8月21日（水） 開始時間等の詳細は第一次審査結果と併せて通知する。

イ. 場所

宇美町役場 西館 2階会議室

ウ. プレゼンテーションへの出席人数

3人まで

エ. 時間配分

1 参加者の持ち時間は、プレゼンテーション 30 分以内、質疑応答 15 分以内の計 45 分以内とする。

オ. その他

プレゼンテーションは企画提案書等に基づいて実施するものとし、追加の資料を配付することはできない。ただし、説明者がパネル等を用いて説明することは可能である。

また、パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター、スクリーンは当町で用意するが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。

(3) 選定方法

審査基準に基づき審査し、最高得点者を契約候補者とする。

(4) 審査基準

別紙【令和 6 年度 宇美町防災気象情報システム整備工事公募型プロポーザル審査要領】に基づいて審査する。

(5) 失格事項

ア. 提出された見積額が、提案上限額を超過している場合

イ. 提出方法及び提出期限を守らない場合

ウ. 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

エ. 談合、その他の不正行為があった場合

オ. 参加意思表明書を提出してから契約候補者を選定するまでの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合

10. 契約の締結

(1) 契約候補者の選定後、提案内容に基づき業務仕様及び契約額について町と協議のうえ決定し、契約を締結する。提案内容の一部を変更して仕様を決定する場合は、必要に応じて再度見積書を徴する。

(2) 契約候補者との協議が不調に終わった場合、又は失格事項に該当することとなった場合は、次順位者を候補者とする場合がある。

(3) 本工事の成果品に関するすべての権利は宇美町に帰属する。

- (4) 契約にあたっては、宇美町契約規則第 26 条の規定により契約保証金の納入を要する。
- (5) 当該工事に係る契約は、宇美町議会の議決に付すべき契約条例（昭和 39 年条例第 19 号）に基づき議会の議決を要するため、(1) の協議確定日から起算して 7 日以内（ただし、宇美町の休日を定める条例（平成元年宇美町条例第 12 号）第 1 条第 1 項に定める日（土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3）を除く。）に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約の成立とする。

11. 事務局

宇美町役場 地域コミュニティ課

〒811-2192 宇美町宇美五丁目 1 番 1 号

TEL : 092-933-5500 FAX : 092-934-2275

e-mail : community@town.umi.lg.jp

12. その他

- (1) 提案書の作成等応募に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、宇美町は必要な範囲において、提案書の内容を応募者の承諾なしに無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された提案書は返却しない。